

2025.8.30

日本スポーツ体育健康科学
学術連合加盟団体各位

日本スポーツ体育健康科学
学術連合
代表 菊 幸一

教育職員免許法施行規則第 66 条 6 の取り扱いに関する声明文

標記に関わり、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会第 148 回会議（令和 7 年 4 月 7 日開催）において教育職員免許法施行規則 66 条の 6 の見直しが提案されました。

同 66 条 6 は、免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位を規定しており、「日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする」と定められています。

この見直しの提案は、個別科目の名称こそ消えていますが、同部会第 153 回会議で配布された「諮問を踏まえ議論が必要と考えられる事項と基本的な考え方（案）（8 月 7 日時点版）」においても明記されています。

確かに、現時点では、この提案内容は確定されたものではありません。しかし、この見直しがこれまで教員免許に必修であった「体育二単位」の扱いに及ぶとすれば、これにより大学体育の存在意義や根底が揺るがされるリスクが高いと考えられます。スポーツや体育、健康を対象とする研究を行う立場から、免許法施行規則第 66 条 6 項目にある「体育二単位」は、当該条項の廃止も含めて見直しを図るべき内容ではなく、教員を志望する者の誰しもが最低限身に付けなければならない資質・能力を確かに保証していくための条件であると考えます。

以上を鑑み、本学術連合では多様なステークホルダーとも連携しながら、同 66 条 6 における「体育二単位」に対する見直しに反対するとともに、その根拠を示すべく啓蒙活動を通してより生産的な論議を深めていくことを宣言します。